

2位 日本 28件

3位 香港 16件

《注意》

・中国では、10都県（福島、宮城、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、長野、新潟）を經由したすべての食品・飼料等（新潟県産精米を除く）について、輸入停止措置が講じられています。

※10都県以外については下記の URL よりご覧ください。

https://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/pdf/sum_ch.pdf

・2022年11月に施行された中華人民共和国海関通過貨物監督弁法の規定により、中国当局はトランジット貨物に対して、中国の輸入規制を適用している可能性があります。これにより、中国経由でモンゴルに輸出した製品が天津新港で差し止められる事例が発生したことがありますので、輸出の際には御注意ください。中国でのトランジットの可否については、事前に現地の輸入業者等を通じて中国税関に御確認ください。

○台湾（日本産食品の違反件数6件。衛生福利部食品薬物管理署 2023年2月）

・公表された55件（うち容器包装基準違反8件含む）の違反のうち、日本産食品の違反件数は6件。
・内訳は、残留農薬基準違反3件（いちご中のシアントラニリプロール2件、キンカン中のフルベンジアミド1件）、重金属等汚染物質基準違反2件（ホタテ貝及びアンコウ肝中のカドミウム）、食品添加物規格基準違反1件（清涼飲料中の安息香酸）。

《注意》

・台湾・衛生福利部は、日本産いちごの水際検査の強化を、2023年5月31日まで延長しています。
・台湾向けいちごについて、フロニカミド、クロルフェナピル等の残留農薬基準違反が頻発しています。輸出に取り組む事業者の皆様におかれては、輸出先の残留農薬基準の確認・遵守をお願いいたします。

※詳細は下記の URL よりご覧ください。

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/zannou_kisei.html

<その他>

○米国（22件、2023年3月）

・栄養補助食品の不適合表示（2件）、エノキタケ加工品及びどら焼きの米国規定に準じた製造証明欠如（7件）、キャンディー及び大根加工品の不適合表示（6件）、キャンディー等の未認可着色料の使用（6件）、梅加工品の重金属（鉛）の含有（1件）

【参考：農水省 HP】

・輸出先当局による水際検査結果（輸出先当局の HP へのリンク）

https://www.maff.go.jp/j/yusyutu_kokusai/mizugiwa_kekka.html

・諸外国・地域への輸出に関する手続き・制度に関する情報

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e_process/index.html

・植物検疫：輸出に関する情報

- ・商品とは、日本国内で製造・加工された加工食品（飲料・酒類を含む。）又はそれらの組み合わせ。
- ・輸出意欲があること。

■募集内容

- ・応募商品から農林水産省及び審査委員の審査・協議により、5～10点を想定し、選定します。
- ・選定された商品は、専門家とともに磨き上げを行います。その後、優秀商品を認定（1～3点程度を想定）します。
- ・認定された優秀商品に対して支援を行います。

■応募方法

本プロジェクト公式サイト（<https://www.eatmeetjapan.jp/ec>）から「専用応募フォーム」をダウンロードしていただき、必要事項を記入し、下記の本プロジェクト事務局宛にお申込みください。
※本プロジェクトの説明動画も現在準備中です（本プロジェクトの公式サイト上で公開予定）。

■詳細は下記 URL よりご覧ください。

<https://www.maff.go.jp/j/press/shokuhin/wasyoku/attach/pdf/230427-3.pdf>

■Q&A 集については、下記 URL よりご覧ください。

URL：<https://www.eatmeetjapan.jp/ec/faq>

【お問合せ及び申込先】

食かけるプロジェクト & SAVOR JAPAN 事務局

MAIL：info@eat-meet-japan.jp TEL：0570-04-3001

（応対可能時間：平日/10:00～18:00）



【募集開始】環境保全型農業直接支払交付金の募集に関するご案内<<締切：6月30日（金）>>



環境保全型農業直接支払交付金では、化学肥料と農薬を5割以上低減する取組とあわせて行う、地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動を支援しています。このうち有機農業については、有機 JAS 認証を取得することにより、EU や米国へ同等性の仕組みを利用して輸出が行われており、その数量は近年増加傾向にあるところです。

■主な支援対象取組の交付単価

- ・有機農業（そば等雑穀、飼料作物以外）：12,000 円/10a
- ・堆肥の施用：4,400 円/10a
- ・カバークロップ（緑肥の作付け）：6,000 円/10a 等

■申請期間：2023 年 6 月 30 日（金）まで

【お問い合わせ先】

詳細は下記の URL をご覧の上、農地が所在する市町村にお問い合わせください。

https://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/kakyou_chokubarai/mainp.html



【お知らせ】有望輸出先国・地域におけるカントリーレポート等の発行のお知らせ



政府は、日本産農林水産物・食品の有望な輸出先国・地域において、在外公館、JETRO 海外事務所、

JFOODO 海外駐在員を主な構成員とする輸出支援プラットフォームを設置し、輸出事業者を包括的・専門的・継続的に支援することとしています。

輸出支援プラットフォームでは、現地展開している事業者や現地の日本食レストラン等と輸出支援プラットフォーム協議会を設け、協議会と協力して、(1)カントリーレポートの作成、(2)現地主導でのプロモーションの推進等を実施します。次のとおりカントリーレポートを発行しましたので、ぜひご覧ください。

○品目別レポート

- ・EU：茶
- ・香港：米・米粉・青果物：花き・茶・牛肉・豚肉・鶏肉・鶏卵・牛乳・乳製品・菓子・清涼飲料水・調味料・健康食品・アルコール飲料・水産品

○現場レポート（深堀レポート）

- ・EU：食のトレンド調査
 - ・米国：米国における日本の発酵食品事情
- 品目別・現場レポートの詳細は下記 URL をご覧ください。

農林水産物・食品 輸出支援プラットフォーム

<https://www.jetro.go.jp/agriportal/platform.html>

【全体レポート・現場レポートに関するお問合せ先】

ジェトロ 農林水産食品部 戦略企画課

TEL：03-3582-4966

MAIL：AFA@jetro.go.jp

○農林水産省 令和3年度輸出先国・地域における現地の体制強化委託事業

「プラットフォーム支援員による現地の体制強化」

- ・2023年3月【現場レポート】食品市場に関する事業社などの要望や課題にかかるヒアリング調査（香港）

<https://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokkyo/attach/pdf/platform-171.pdf>

- ・2023年3月 EUにおけるカーボンファームに関する調査最終報告（EU）

<https://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokkyo/attach/pdf/platform-172.pdf>

- ・2023年3月 EUにおける土地利用、土地利用変化及び林業（LULUCF）規則の動向に関する調査最終報告（EU）

<https://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokkyo/attach/pdf/platform-173.pdf>

農林水産省輸出支援課輸出産地形成室（GFP 事務局）

MAIL : gfp@maff.go.jp



【お知らせ】食料安全保障の強化を背景とした食料・農業・農村基本法の見直しについて



農林水産省より、食料・農業・農村審議会において基本法検証部会が設置され、食料安全保障の強化を背景とした食料・農業・農村基本法の見直しに向けた議論が開始されましたのでお知らせします。農林水産省では、制定後約 20 年が経過した食料・農業・農村基本法について、今日的課題に応え、将来を見据えたものとなるよう、今後検討を進めてまいります。

4/28（金）に第 14 回基本法検証部会が行われましたので、資料をお送りします。

■第 14 回基本法検証部会（出典：農林水産省 HP）

<https://www.maff.go.jp/j/council/seisaku/kensho/14siryo.html>

【お問合せ先】

農林水産省大臣官房政策課

代表：03-3502-8111

ダイヤルイン：03-3502-5515

GFP へ参加しませんか

GFP とは…

Global Farmers / Fishermen / Foresters / Food Manufacturers Project の略称であり、農林水産省が推進する日本の農林水産物の輸出プロジェクトです。

○GFP に登録すると 6 つのサービスを利用できます。

輸出診断・訪問診断、会員向けコンテンツ、商品リクエスト、グローバル産地づくり推進事業、交流会・セミナーの開催、情報発信

HP : <http://www.gfp1.maff.go.jp/>

GFP_Facebook : <https://www.facebook.com/maff.gfp/>



農林水産物等輸出相談窓口・問合せ先



東北農政局では、東北地域の農林漁業者等からの農林水産物等の輸出に関する相談を受け付けております。

相談窓口：東北農政局経営・事業支援部輸出促進課

住 所：仙台市青葉区本町 3 丁目 3 番 1 号（仙台合同庁舎 A 棟）

電 話：022-263-1111

H P： <https://www.maff.go.jp/tohoku/index.html>

<農産物・食品等の輸出関連情報>

<https://www.maff.go.jp/tohoku/kihon/yusyutu/index.html>

<農林水産物・食品の輸出に関する相談窓口>

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e_soudan/

☆メールマガジンの配信停止や、メールアドレスなどの会員情報の変更、パスワードの再発行は下記サイトで手続きをお願いいたします。

<https://www.maff.go.jp/j/pr/e-mag/index.html>

☆東北農政局や農林水産省では、このほかにもメールマガジンを発行しております。配信を御希望される方は、御登録をお願いします。

<https://mailmag.maff.go.jp/m/entry>

